

厚生労働省 3 事業についての残る論点

- 1 . 「人材銀行事業の運営に当たっては、現行の人材銀行において国が配置している常勤職員数を下回らない数の正規雇用の者を専任として配置しなくてはならない」とあるが、「常勤職員」という雇用形態による縛りは必要か。（人材銀行事業）
- 2 . 「求人開拓事業の実施に当たって、国との契約によらない自らの事業を行ってはならない」ことについての説明があったが、受託事業者の自社事業と合わせて求人開拓事業を実施することについて禁止する必要があるのか。（求人開拓事業）
- 3 . 「開拓求人の充足数 900 人以上」という要求水準の根拠はなにか。
（求人開拓事業）
- 4 . モデル事業の分析結果の反映について、いつ頃どのように対応する予定なのか。（求人開拓事業）
- 5 . 要求水準を下回った場合の減額（ディスインセンティブ）について設ける必要性についていつまでにどのように検討するのか。
（キャリア交流プラザ事業、人材銀行事業、求人開拓事業）

以 上